

愛媛県報

発行 愛媛 媛 県

第2129号

平成21年12月25日金曜日 第2129号

る
1105
1106
1107
1107
1107
1108
1108
1108
1109
1109
1109
1109
1109
1109
1110
1114
1114
1114
1115
1115

道路の供用開始(県道坊屋敷小田線)1115
道路の供用開始(県道美川小田線)1116
公告
Δ Ε
海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画1116
監 査 公 表
監査結果に基づく措置の公表(2件)1117
人事委員会規則
職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則1118
特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則1119
愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規
則
選挙管理委員会告示
漁業法第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選
学権を有する者の数1124
衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に
関する収支報告書の要旨1124
公営企業公告
医療機器の購入1136
この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第58号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(通勤による災害に係る費用の一部負担金)	(通勤による災害に係る費用の一部負担金)
第24条の2 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める職員	第24条の2 条例第22条の2第1項に規定する規則で定める職員
は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1)~(4) 省略	(1)~(4) 省略
(5) 船員法(昭和22年法律第100号)第1条に規定する船員であ	
<u>る者</u>	
2 省略	2 省略

附 則

- 1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第24条の2の規定は、この規則の施行の日以後

に発生した事故に起因する通勤による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤 による負傷又は疾病に係る療養補償を受ける職員については、なお従前の例による。

○愛媛県規則第59号

愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県農業改良資金貸付規則(昭和60年愛媛県規則第35号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

> 改 正 後

改 īF 前

(貸付対象者)

第3条 農業改良資金の貸付対象者は、次の各号のいずれかに該当 第3条 農業改良資金の貸付対象者は、次の各号のいずれかに該当 する農業者等又は認定中小企業者とする。ただし、第1号に掲げ るものにあつては前条第1号から第11号までに掲げる資金の貸付 けに、第2号から第4号まで、第6号、第8号及び第9号に掲げ るものにあつては同条第1号から第7号までに掲げる資金の貸付 けに、第5号に掲げるものにあつては同条第1号から第8号まで 及び第11号に掲げる資金の貸付けに、第7号に掲げるものにあつ ては同条第1号から第7号まで及び第11号に掲げる資金の貸付け に、第10号に掲げるものにあつては同条第12号から第14号までに 掲げる資金の貸付けに限る。

(1)~(4) 省略

(5) 次に掲げる要件(水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合 にあつては、工を除く。)を満たす農業者の組織する法人格を 有しない任意団体(以下「集落営農組織」という。)

ア・イ 省略

ウ 原則として5年以内に農業生産法人(農地法(昭和27年法 律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人をい う。)に組織変更する旨の目標を有していること。

エ・オ 省略

(6)~(10) 省略

(書類等の経由等)

第21条 法第7条第1項の規定により農業者等が知事に提出する書 │ **第21条** 法第7条第1項の規定により農業者等が知事に提出する書 類は当該書類を提出した者の住所地をその地区内に含む農業協同 組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号及び第3号 の事業を併せ行う農業協同組合、愛媛県信用農業協同組合連合会 の事務所若しくは支店(以下「農業協同組合等」という。)、農 林中央金庫(農業者等のうち個人にあつては本店とし、法人にあ つては高松支店とする。) 又は株式会社日本政策金融公庫松山支 店を、第6条第2項、第8条第2項、第11条第2項、第13条第3 項及び第15条第2項の規定により知事が農業者等に交付する書類 又は知事が農業者等に行う通知並びに第7条、第9条第1項、第 10条第2項、第12条第1項、第13条第2項及び第14条の規定によ り農業者等が知事に提出する書類は農業協同組合等を経由するも のとする。

2 省略

(貸付対象者)

する農業者等又は認定中小企業者とする。ただし、第1号に掲げ るものにあつては前条第1号から第11号までに掲げる資金の貸付 けに、第2号から第4号まで、第6号、第8号及び第9号に掲げ るものにあつては同条第1号から第7号までに掲げる資金の貸付 けに、第5号に掲げるものにあつては同条第1号から第8号まで 及び第11号に掲げる資金の貸付けに、第7号に掲げるものにあつ ては同条第1号から第7号まで及び第11号に掲げる資金の貸付け に、第10号に掲げるものにあつては同条第12号から第14号までに 掲げる資金の貸付けに限る。

(1)~(4) 省略

(5) 次に掲げる要件(水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合 にあつては、工を除く。)を満たす農業者の組織する法人格を 有しない任意団体(以下「集落営農組織」という。)

ア・イ 省略

ウ 原則として5年以内に農業生産法人(農地法(昭和27年法 律第229号)第2条第7項に規定する農業生産法人をい う。)に組織変更する旨の目標を有していること。

エ・オ 省略

(6)~(10) 省略

(書類等の経由等)

類は当該書類を提出した者の住所地をその地区内に含む農業協同 組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号及び第3号 の事業を併せ行う農業協同組合、愛媛県信用農業協同組合連合会 の事務所若しくは支店(以下「農業協同組合等」という。)、農 林中央金庫松山支店

又は株式会社日本政策金融公庫松山支 店を、第6条第2項、第8条第2項、第11条第2項、第13条第3 項及び第15条第2項の規定により知事が農業者等に交付する書類 又は知事が農業者等に行う通知並びに第7条、第9条第1項、第 10条第2項、第12条第1項、第13条第2項及び第14条の規定によ り農業者等が知事に提出する書類は農業協同組合等を経由するも のとする。

2 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1589号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定により、次のとおりクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定した。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 研修の名称

クリーニング師研修

2 主催者

東京都港区新橋六丁目8番2号

財団法人全国生活衛生営業指導センター

理事長 山 下 眞 臣

3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開催日	場所
集合して行う研修	平成22年2月7日(日)	松山市花園町 3 - 6 学校法人河原学園 愛媛医療専門大学校

4 受講料

5 ,000円

○愛媛県告示第1590号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定により、次のとおりクリーニング所又は無店舗取次店の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定した。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 講習の名称

クリーニング業務従事者講習

2 主催者

東京都港区新橋六丁目8番2号

財団法人全国生活衛生営業指導センター

理事長 山 下 眞 臣

3 研修の種類、開催日及び場所

種 類	開催日	場 所
集合して行う研修	平成22年2月7日(日)	松山市花園町 3 - 6 学校法人河原学園 愛媛医療専門大学校

4 受講料

4 500円

○愛媛県告示第1591号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定居宅サービス事業者の 名 称 又 は 氏 名	指	定	居	宅	サ	_	Ľ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
名称又は氏名	名				称		所		在		地	汨龙牛月口	ケーころの作典
有限会社松山針灸接骨院	さくら・	介護ス	テーシ	′ョン看	日		愛媛県松山 レ101	」市春	日町13都	番地10/	小田原ビ	平成21年11月1日	訪問介護
有限会社アシストジャパン	アシスト ター8号	ジャパ 館	ン・テ	・イサー	ビスセ	ン	愛媛県松山	市北	斎院町6	531 - 6		平成21年11月1日	通所介護
有限会社レインボープラス	介護付有	料老人	ホーム	虹の森	Ř	NA.	愛媛県北宇	=和郡	松野町	公丸552	2番地	平成21年11月 1日	特定施設入居者生 活介護

有限会社レインボープラス	短期入所生活介護虹の森	愛媛県北宇和郡松野町松丸552番地	平成21年11月 1 日	短期入所生活介護
有限会社たんぽぽ	デイサービスたんぽぽ	愛媛県新居浜市上原二丁目 1 番21号	平成21年11月1日	通所介護

○愛媛県告示第1592号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。 平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定が	〕護予防	<u>i</u> サ-	- ビス	事業者の	ž	旨	定	介	護	予	防	サ	_	ビ	ス	事	業	所	指定年月日	サービスの種類
名	称文は氏名		名	3					称		所			在		地	111年十万日	ク こ人の行業祭		
有限会	社松山針	灸接'	骨院		さく	ь.	介護	ステ-	−ショ	ョン春	日		愛媛県 レ101	松山市	春日	町13習	季地10 /	小田原ビ	平成21年11月1日	介護予防訪問介護
有限会	社アシス	トジ	ャパン	,	アシター			パン	・ディ	(サー	ビスセ	ン	愛媛県	松山市	5北斎	院町6	31 - 6		平成21年11月1日	介護予防通所介護
有限会	社レイン	ボー	プラス	K	介護	付有	料老	人ホ-	- ム虫	[の森		1689	愛媛県:	北宇和	口郡松	野町村	公丸552	2番地	平成21年11月1日	介護予防特定施設 入居者生活介護
有限会	社レイン	ボー	プラス	Κ	短期.	入所	f生活	介護	Iの₹	*		100	愛媛県:	北宇和	口郡松	(野町村	公丸552	2番地	平成21年11月1日	介護予防短期入所 生活介護
有限会	社たんぽ	lぽ			デイ	サー	・ビス	たんし	ಕೆ ಟ್			igen.	愛媛県	新居沙	4市上	:原二]	1 目 1 目	番21号	平成21年11月1日	介護予防通所介護

○愛媛県告示第1593号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定居宅介護支援事業者の名称	指	定	居	宅	宅 介 称		支	援	事	業	所	廃止年月日	サービスの種類	
	名						所		在	地				
株式会社リブ	指定居宅	介護支	援事業	所リブ	•	愛	媛県松	山市西	長戸町9	961番地	. 1	平成21年11月1日	居宅介護支援	

○愛媛県告示第1594号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、 南宇和郡愛南町城辺甲、緑甲、緑乙、緑丙、御荘和口及び広見地域 に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定によ

り、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。 平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称県営土地改良事業(農業用用排水施設整備事業・愛南地区)計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成21年12月28日から平成22年1月29日まで
- 愛南町役場本庁、愛南町役場御荘支所及び愛南町役場一本松支

○愛媛県告示第1595号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、南宇和郡愛南町緑乙、御荘長洲、広見及び増田地域に係る県営土地

改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり 当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 県営土地改良事業 (ため池等整備事業・愛南地区)計画書の写
- 2 縦覧期間 平成21年12月28日から平成22年1月29日まで
- 3 縦覧場所愛南町役場本庁、愛南町役場御荘支所及び愛南町役場一本松支

○愛媛県告示第1596号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、 南宇和郡愛南町僧都地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、 同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写 しを縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(ほ場整備事業・愛南地区)計画書の写し

2 縦覧期間

平成21年12月28日から平成22年1月29日まで

3 縦覧場所

愛南町役場本庁

○愛媛県告示第1597号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 解除に係る保安林の所在場所 新居浜市大永山字須領スズ尾 344 の 1 (次の図に示す部分に限 る。)、344 の97

2 保安林として指定された目的 水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁並びに新居浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1598号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項(同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、瀬戸内海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成21年12月25日から平成22年1月7日まで

○愛媛県告示第1599号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定に基づき、

次のように遊漁規則の変更を認可した。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

肱川上流漁業協同組合内共第19号第5種共同漁業権遊漁規則

1 漁業権者の名称及び住所

肱川上流漁業協同組合

西予市野村町野村12号 617 番地

2 漁業権の免許番号

内共第19号

3 認可に係る変更の内容

第7条を次のとおり改める。

(遊漁料の額)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、この規定にかかわらず、中学生以下の者の遊漁については無料とする。

(単位:円)

等 級	漁具・漁法	遊	漁料
2 級	投網(投げ網を含む。)、栓(じんど)、 友掛け、たも網、はえなわ及び3級の漁法	1日 1年	000, 8 000, 8
3 級	釣り(手釣り、竿釣り、穴釣り等)	1日 1年	1 ,000 2 ,500

4 変更後の遊漁規則の施行の日 平成21年12月25日

○愛媛県告示第1600号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛南町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 作業種類 公共測量(1/1,000地形図作成)

2 作業期間 平成21年12月25日から

平成22年3月26日まで

3 作業地域 愛南町内海

○愛媛県告示第1601号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例(昭和39年愛媛県条例第8号)第5条第3項の規定により告示する。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	5	売	IJ	5	ば		;	5		人		±	12	+	ば	+	所	北 宁 <i>(</i>	年月日
番号	住			所		氏	名	又	は	名	称	70	·J	С	ΙΦ	c	<i>P</i> /1	11 任	+ /1
鬼北第2	北宇和郡鬼	北町大字	奈良502都	香地	兵頭	敬	志					北宇和郡!	鬼北岡	丁大字	奈良5	502番	地	平成21年	12月1日
号																			

○愛媛県告示第1602号

建設業法 (昭和24年法律第 100 号) 第29条第 1 項第 4 号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消年月日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取消しの原因 となった事実
(般 - 19)第15229号	平成20年 1月22日	加藤組	加藤 和清	新居浜市船木甲3615 - 8	平成21年 11月 4 日	土木工事業 とび・土工工事業 ほ装工事業	建設業の廃止
(般 - 20)第16359号	平成20年 8月29日	角田建築	角田 朝利	今治市菊間町種3670 - 31	平成21年 11月 9 日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 19)第12804号	平成19年 8月26日	(株)ホウショウ	佐伯 洋行	西条市三津屋東1-5	平成21年 11月10日	土木工事業	建設業の廃止
(般 - 18)第241号	平成18年 9月1日	シコクアス(株)	戒田 憲昭	新居浜市桜木町11 - 41	平成21年 11月11日	管工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第1603号

河川法 (昭和39年法律第 167 号)第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の 名称 又 は 種 類	河	Ш	管	理	施	設	Ø	位	置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系国領川	国領川右岸堤防	新居浜市清水	大町892都	番2地先	;~同市9	東雲町 1	丁目28	8番 1 地	先		道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設[路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。]の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1604号

河川法 (昭和39年法律第 167 号)第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の 名称 又 は 種 類	河	Ш	管	理	施	設	Ø	位	置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系国領川	国領川左岸堤防	新居浜市新須	頁賀町 4	丁目776	6番 6 地名	七~同市	庄内町	6丁目5	509番 6:	地先	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1 号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。) 、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。) 、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1605号

河川法(昭和39年法律第 167 号)第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立 した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の 名称又は種類	河	Ш	管	理	施	設	Ø	位	置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系国領川	国領川右岸堤防	新居浜市東雲	厚1丁目	339番 1	地先~[司市郷 4	丁目24	番8地名	ŧ		道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。) 、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。) 、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1606号

河川法(昭和39年法律第 167 号)第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立 した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の 名称 又 は種 類	河	Ш	管	理	施	設	Ø	位	置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系 国領川	国領川右岸堤防	新居浜市東雲 及び 新居浜市郷 5							番4地先		道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1 号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設[路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に 着色したものをいう。以下同じ。]の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1607号

河川法(昭和39年法律第 167 号)第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立 L.t-

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の 名称又は種類	河	Ш	管	理	施	設	Ø	位	置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系国領川	国領川左岸堤防	新居浜市城下 及び 新居浜市外山 及び 新居浜市吉岡	」1899番	地先~[司市189	9地先					道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。) 、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。) 、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1608号

河川法 (昭和39年法律第 167 号)第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の 名称 又 は 種 類	河	Ш	管	理	施	設	Ø	位	置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系国領川	国領川右岸堤防	新居浜市東日	日1丁目	1308番5	地先から	東田 1	丁目131	2番 1 地	.先		道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面 (路盤までの部分を含む。) 、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に 着色したものをいう。以下同じ。] の新設 (道路の附属物に係るものに限る。) 、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1609号

河川法 (昭和39年法律第 167 号)第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の 名称 又 は 種 類	河	Ш	管	理	施	設	Ø	位	置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系国領川	国領川右岸堤防	新居浜市東田	日2丁目	1316番	2 地先か	ら東田	2 丁目1	851番 2	! 地先		道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設 [路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。]の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1610号

河川法(昭和39年法律第 167 号)第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の 名称 又 は種 類	河	Ш	管	理	施	設	Ø	位	置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系 国領川	国領川右岸堤防	新居浜市船	木4739番	2 地先;	から同市	丽木49	85番 2 坿	也先			道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設[路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。]の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1611号

河川法(昭和39年法律第 167 号)第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名和	称 河川管理施設の 名称 又 は種 類	河	Ш	管	理	施	設	Ø	位	置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川海国領川	K系 国領川右岸堤防	新居浜市角野先	予新田町	2 丁目:	3199番 2	地先か	ら同市角	角野新田	間3丁	目2802番7地	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1 号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設[路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。]の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1612号

河川法(昭和39年法律第 167 号)第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立した。

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 隆 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の 名称 又 は 種 類	河	Ш	管	理	施	設	Ø	位	置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系 国領川	国領川右岸堤防	新居浜市角野	新田町	3丁目2	2802番 7	地先か	ら同市角	角野新田	町3丁	目2802番10地	道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1 号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設[路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。]の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持

- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1613号

河川法(昭和39年法律第 167 号)第17条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立

その関係図書は、愛媛県庁及び東予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県東予地方局長 佐 伯 降 志

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置並びに管理を行う者の氏名及び住所

河川の名称	河川管理施設の 名称 又 は 種 類	河	Л	管	理	施	設	Ø	位	置	管理を行う者の氏名及び住所
二級河川国領川水系 国領川	国領川右岸堤防	新居浜市観	音原町10	12番 1 ±	也先から	同市観i	音原町9	28番 1 :	地先		道路管理者 新居浜市 新居浜市一宮町一丁目5番1号

2 管理の内容

- (1) 道路専用施設[路面(路盤までの部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物で、図面に着色したものをいう。以下同じ。]の新設(道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕
- (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1mまでの範囲内にあるもので図面に着色した区域内のものについての維持
- (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 3 管理の期間

平成21年12月7日から道路の存続する日まで

○愛媛県告示第1614号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	久米垣生線	松山市井門町1504番1地先から		皿	メートル 7 0~72 0	キロメートル 0 394	
宗 追	人不坦王綠	同市古川南三丁目844番5まで		新	7 D~72 D	0 394	

○愛媛県告示第1615号

道路法 (昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種	類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	久	米垣生	線	松山市井門町15							平成21年12月25日

○愛媛県告示第1616号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	西条久万線	上浮穴郡久万高原町菅生2番耕地1450番5から	旧	メートル 88~16 D	キロメートル 0 271	
県	四赤久刀線	同町菅生2番耕地1430番3まで	新	10 D~20 D	0 271	
"	"	上浮穴郡久万高原町菅生2番耕地1375番5から	旧	6.4~ 8.0	0 .060	
"	"	同町菅生 2 番耕地1373番 4 まで	新	9 D~10 D	0 .060	

○愛媛県告示第1617号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県道	西条久万線		上浮穴郡久万高原町菅生 2 番耕地1450番 5 から同町菅生 2 番耕地1430番 3 まで						
ıı .	II	上浮穴郡久万高原町菅生 2 番耕地1375番 5 から 同町菅生 2 番耕地1373番 4 まで						II .	

○愛媛県告示第1618号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業(農業用道路整備事業・法花津地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。平成21年12月25日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 市営土地改良事業 (農業用道路整備事業・法花津地区)計画 書の写し
- (2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し
- 2 縦覧期間

平成21年12月28日から平成22年1月29日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所吉田支所

○愛媛県告示第1619号

宇和島市から協議のあった市営土地改良事業(農業用用排水施設

整備事業・法花津地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成21年12月25日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
- (1) 市営土地改良事業(農業用用排水施設整備事業・法花津地区) 計画書の写し
- (2) 宇和島市営土地改良事業の経費の賦課徴収条例の写し
- 2 縦覧期間

平成21年12月28日から平成22年1月29日まで

3 縦覧場所

宇和島市役所吉田支所

○愛媛県告示第1620号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路 0	り種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	坊區	喜多郡内子町立石335番から 坊屋敷小田線 同町立石325番3まで							平成21年12月25日		
L	u		"		喜多郡内子町立石316番 2 から 同町立石302番まで					"		

○愛媛県告示第1621号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	区	間	供用開始の日
県 道	美	川小田	線	喜多郡内子町上	:川3991番3	3					平成21年12月25日

公 告

〇公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号) 第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関す る愛媛県計画(平成21年6月9日付け公告)を次のとおり変更した。 平成21年12月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量(以下「知事管理量」という。)及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量(以下「知事管理努力量」という。)の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の 公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を 担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海 洋生物資源の採捕実績(他県からの入漁者の採捕実績を含む。) 及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の 的確な把握に努める。
- (2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、 国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を 図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度(以下「協定制度」

という。)の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理 を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当 たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払 うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成21年及び平成22年の知事管理量は、次表のとおりである。

		知 事 管 理 量							
第1種特定 海洋生物資	平成	21年	平成22年						
源	平成21年1月 から12月まで	平成21年7月 から平成22年 6月まで	平成22年1月 から12月まで	平成22年7月 から平成23年 6月まで					
まあじ	7,000トン		8 ,000トン						
まいわし	若干		若干						
まさば及び ごまさば		若干		(注)					

- (注)平成22年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。
- 3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成21年及び平成22年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋	位性の種類	数	量
生物資源	採捕の種類	平成21年1月 から12月まで	平成22年 1 月 から12月まで
まあじ	中型まき網漁業 及び小型まき網 漁業	4 ,900トン	5 ,600トン

- 4 知事管理量(まあじにあっては、採捕の種類別の数量)に関し 実施すべき施策に関する事項
 - (1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合

理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を 義務付けることとする。

- (2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。
- (3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に 漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁 獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。
- 5 知事管理努力量に関する事項

平成21年及び平成22年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

			知	事管理	里 努 力	量	
第 2		瀬戸	瀬戸内海		内海	宇和海	宇和海
種定洋物源	採捕の種類	平成21 年4月 1日か ら6月 30日ま で	平成21 年9月 1日か ら11月 30日ま で	平成22 年4月 1日か ら6月 30日ま で	平成22 年9月 1日か ら11月 30日ま で	平成21 年10月 1日か ら12月 31日ま で	平成22 年10月 1日か ら12月 31日ま で
さわ ら	さわ ら流 し網 漁業	16 590隻日	5 ,880隻 日	16 ,590隻 日	5 ,880隻 日	7 <i>4</i> 90隻 日	7 <i>4</i> 90隻 日

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項 平成21年及び平成22年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海 域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種 特定海 洋生物 資源	採捕の 種類	海域	期間	漁獲努力量
		サワラ瀬戸内 海系群資源回 復計画に規定	平成21年4月1日 から6月30日まで	16 590隻日
	流し網漁	する燧灘及び 安芸灘	平成22年4月1日 から6月30日まで	16 590隻日
-	業のう ち、さわ ら流し網	サワラ瀬戸内 海系群資源回	平成21年9月1日 から11月30日まで	5 880隻日
さわら	漁業及び さごし、 めじか流	復計画に規定 する伊予灘	平成22年9月1日 から11月30日まで	5 880隻日
	し網漁業	サワラ瀬戸内 海系群資源回	平成21年10月1日 から12月31日まで	7 490隻日
		復計画に規定 する宇和海	平成22年10月1日 から12月31日まで	7 490隻日

- 7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
- (1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため国が策定したサワラ瀬戸内海系群資源回復計画の着実な実施を推進するとともに、漁業法(昭和24年法律第267号)第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。
- (2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、 許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、 経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推 進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

- 8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、 より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁 獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充 実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵 親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

監査公表

○公表第39号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、 措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年12月25日

愛媛県監査委員	白	石	友	_
同	明	比	昭	治
同	河	野	忠	康
同	和	氣	政	次

	監査	対 象	機関		監査年月日
市	町	振	興	課	平成21年9月2日
企	画	調	整	課	平成21年9月3日
秘		書		課	平成21年10月15日
広	報	広	聴	課	"

(監査の結果)

- 1 現金支給する職員(1名)の給与について、支給定日を11日遅延して支給していたほか、このために発生した給与資金前渡担任者預金口座の預金利子を収入していなかった。 (市町振興課)
- 2 職員(1名)の通勤手当について、通常徒歩によることを例とする 距離内(1㎞以下)の区間を含めて交通用具の使用距離を算定してい たため、計30,000円(平成20年4月から21年3月までの12か月分)が 過支給となっていた。 (企画調整課)
- 3 職員(1名)の通勤手当について、異動前の所属において経路の認定誤りがあったにもかかわらず、要件を具備しているかどうか、手当の額が適正であるかどうかの確認が十分でなかったため、当課において計28,800円(平成20年4月から21年3月までの12か月分)、異動前の所属において計86,400円(平成17年4月から20年3月までの36か月分)、合計 115,200円が過支給となっていた。 (秘書課)
- 4 県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び新聞折込に関する委託契約 について、特定調達契約に該当するにもかかわらず、政令・県規則に 基づく随意契約の相手方、その理由等の公告を行っていなかった。

(広報広聴課)

(措置の内容)

- 1 給与資金前渡精算に伴い発生した利子9円については、県の収入として本年7月29日付けで調定処理を行い、一般会計に収入した。今後は、現金支給する出向者等の給与について、遅滞なく支給するよう、給与事務担当者の職務知識を向上させるとともに、担当者の引継ぎに当たっても当該事項の申し送りを徹底する。 (市町振興課)
- 2 平成20年4月にさかのぼって通勤手当の認定を是正し、過支給とな

っていた30,000円については全額返納した。

今後は、通勤手当の認定について十分精査し、再発防止に努めることといたしたい。 (企画調整課)

3 平成17年4月にさかのぼって通勤手当の認定を是正し、過支給となっていた 115 200円については返納した。

今後は、再発防止のため、異動前の所属における認定状況の再確認 を徹底することとした。 (秘書課)

4 平成21年度の県民だより「さわやか愛媛」の印刷及び新聞折込に関する委託契約においても、特定調達契約に該当したため、政令・県規則に基づき、随意契約の相手方、その理由等を公告し、事務の改善を行った。 (広報広聴課)

○公表第40号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、 措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年12月25日

愛媛県監査委員	白	石	友	_
同	明	比	昭	治
同	河	野	忠	康
同	和	氫	īΕΦ	次

	監査	査 対	象 機	関		監 査 年 月 日
医	療	技	術	大	学	平成21年 5 月13日

(監査の結果)

1 授業料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き 続き努められたい。

区分	Ц	備考			
	現年度分	滞納繰越分	計] 1/FB 1/F5	
20年度	267 ,900	310 ,500	578 <i>4</i> 00		
19年度	1 ,607 ,400	357 ,900	1 ,965 ,300	平成20年12月 31日現在(対 前年同月比)	
差引増減	1 339 500	47 ,400	1 ,386 ,900	, 1-37 3 CC /	

2 職員(1名)の旅費について、宿泊の必要がなかったため、宿泊料 13,100円が過支給となっていた。

(措置の内容)

1 平成20年12月31日時点での収入未済額のうち、20年度現年分(後期 1名分)は、納期限猶予(変更後納期限 平成21年3月19日)のもの であり、平成21年3月19日に全額納入済みとなっている。

滞納繰越分については、2件 310 500円(14年度分: 120 900円、15年度分: 189 600円)に対し、電話及び文書による催告等を行った結果、平成21年7月27日に1件 120 900円の納入があり、現時点では、残すは1件 189 600円のみとなっている。

これについては、引き続き催告等を行い、納入に努めることといた したい。

2 当該旅費については、平成20年5月14日に東京出張をした際、用務終了時間が17時と、本来宿泊が不要であったにもかかわらず宿泊扱いとし、その料金を支出していたものである。

ついては、関係職員に旅費支給事務の取扱いについて周知徹底し、再発防止に努めることとした。

なお、過支給となっていた旅費については、平成21年3月10日に返 還処理済みである。

今後は、規程等に沿って適切に処理することといたしたい。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1079

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年12月25日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表第33(第22条関係)

昇格時号給対応表

1~4 省略

5 医療職給料表□昇格時号給対応表

昇格した日	昇格後の号給											
の前日に受	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7級						
けていた号												
給												
1 ~57	省略											
58	<u>33</u>	省略										
59	<u>34</u>	省略										
60	<u>34</u>	省略										

別表第33(第22条関係)

昇格時号給対応表

1~4 省略

5 医療職給料表口昇格時号給対応表

昇格した日		昇格後の号給										
の前日に受	2級	3 級	4級	5 級	6 級	7級						
けていた号												
給												
1 ~ 57	省略											
58	<u>34</u>	省略										
59	<u>35</u>	省略										
60	<u>36</u>	省略										

61	<u>35</u>	省略		
62	<u>35</u>	省略		
63	<u>36</u>	省略		
64	<u>36</u>	省略		
65	<u>37</u>	省略		
66	<u>38</u>	省略		
67	<u>39</u>	省略		
68 ~ 113	省略			

61	<u>37</u>	省略		
62	<u>37</u>	省略		
63	<u>38</u>	省略		
64	<u>38</u>	省略		
65	<u>39</u>	省略		
66	<u>39</u>	省略		
67	<u>40</u>	省略		
68 ~ 113	省略			

6~9 省略

6~9 省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成22年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

○愛媛県人事委員会規則7-1080

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成21年12月25日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-368)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(特地勤務手当の月額)

第3条 省略

- 2 省略
- 3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、 当該各号に定めるところによる。

(1)~(3) 省略

- (4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員<u>(その日に減額改定対象職員(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年愛媛県条例第61号)附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。次条第3項第2号において同じ。)であつた者に限る。) 前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年愛媛県条例第61号。以下この項において「平成21年改正条例」という。)の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日に受けていた扶養手当」とする。</u>
- 4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により 読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当 該各号に定めるところによる。
 - (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110

(特地勤務手当の月額)

第3条 省略

- 2 省略
- 3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、 当該各号に定めるところによる。
- (1)~(3) 省略
- (4) 前項各号に定める日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員_____

- 4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により 読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当 該各号に定めるところによる。
 - (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110

号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育 児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤 務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。) 以外の職員であつて、第2項各号に定める日において育児短時 間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」と <u>あるのは</u>「受けていた給料の月額を同日における職員の休 日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例 第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時 間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務 職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して 得た数で除して得た額及び同日に受けていた」と、前項第4号 の規定により読み替えて適用する第2項中「並びに当該各号に 掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日」とあるのは「を 当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日におけ る職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年 愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその 者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用 短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時 間で除して得た数で除して得た額並びに同日」とする。

- (2) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日にお いて育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項(前 項第1号から第3号までの規定により読み替えて適用する場合 を含む。)中「給料及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に 相当する額と」とあるのは 「、給料の月額に職員の休日、休 暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56 号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を 同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員 及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た 数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相 当する額と」と、前項第4号の規定により読み替えて適用する 第2項中「並びに」とあるのは「に職員の休日、休暇並びに勤 務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第 1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定す る育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短 時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得 た額並びに」とする。
- (3) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日にお いて育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた 給料及び」とあるのは 「受けていた給料の月額を同日におけ る職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年 愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその 者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用 短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時 間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び 同日に受けていた」と、前項第4号の規定により読み替えて適 用する第2項中「並びに当該各号に掲げる場合の区分に応じ当 該各号に定める日」とあるのは「を当該各号に掲げる場合の区 分に応じ当該各号に定める日における職員の休日、休暇並びに 勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条 第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定 する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付 短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して 得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」とする。

号。以下「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育
児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤
務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)
以外の職員であつて、第2項各号に定める日において育児短時
間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた給料及び」と
<u>あるのは、</u> 「受けていた給料の月額を同日における職員の休
日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例
第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時
間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務
職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して
得た数で除して得た額及び同日に受けていた」
とする。
(2) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日にお
いて育児短時間勤務職員等以外の職員であつたもの 同項(<u>前</u>
項各号 の規定により読み替えて適用する場合
ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
相当する額と」とあるのは、「、給料の月額に職員の休日、休
暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56
号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を
同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員
及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た
数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額の2分の1に相
当する額と」
-
とする。
(3) 育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日にお
いて育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「受けていた
給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日におけ
る職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年
愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその
者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用
短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時
間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び
同日に受けていた」

とする。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 省略

- 2 省略
- 3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、 当該各号に定めるところによる。

(1) 省略

- (2) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が平成21年4月1日から同年11月30日までの間にある職員(その日に減額改定対象職員であつた者に限る。) 前項中「受けていた給料及び扶養手当」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年愛媛県条例第61号。以下この項において「平成21年改正条例」という。)の施行の日における平成21年改正条例第1条の規定による改正後の条例の規定及び平成21年改正条例第13条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年愛媛県条例第88号)附則第7項から第9項までの規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日に受けていた扶養手当」とする。
- 4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により 読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当 該各号に定めるところによる。
 - (1) 育児短時間勤務職員以外の職員であつて、条例第11条の3第 1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤 務職員等であつたもの 第2項中「受けていた給料及び」とあ るのは 「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公 署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関 する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定に より定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間 勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日 に受けていた」と、前項第2号の規定により読み替えて適用す る第2項中「並びに条例第11条の3第1項に規定する異動又は 公署の移転の日」とあるのは「を条例第11条の3第1項に規定 する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに 勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条 第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定 する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付 短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して <u>得た額並びに同日」</u>とする。
- (2) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規

(特地勤務手当に準ずる手当)

第4条 省略

- 2 省略
- 3 次の各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、 当該各号に定めるところによる。
 - (1) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が 平成14年4月1日から同年12月31日までの間にある職員 前項 中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当につい て職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成14年 愛媛県条例第54号)の施行の日における同条例第1条の規定に よる改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。
 - (2) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が 平成15年4月1日から同年11月30日までの間にある職員 前項 中「受けていた」とあるのは、「係る給料及び扶養手当につい て職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成15年 愛媛県条例第60号)の施行の日における同条例第1条の規定に よる改正後の条例の規定によるものとした場合の」とする。

(4) 条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日が

- (3) 省略
- 4 次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により 読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当 該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員以外の職員であつて、条例第11条の3第

1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額及び同日に受けていた」

とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規

定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等 以外の職員であつたもの 第2項(前項第1号の規定により読 み替えて適用する場合を含む。)中「受けていた給料及び扶養 手当の月額の合計額」とあるのは 「受けていた給料の月額に 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛 媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者 の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短 時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間 で除して得た数を乗じて得た額及び扶養手当の月額の合計額」 と、前項第2号の規定により読み替えて適用する第2項中「並 びに」とあるのは「に職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関 する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定に より定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間 勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員 以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額並びに」 とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規 定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等 であつたもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは 「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転 の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例 (昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定め られたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員 等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職 員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて 得た額及び同日に受けていた」と、前項第2号の規定により読 み替えて適用する第2項中「並びに条例第11条の3第1項に規 定する異動又は公署の移転の日」とあるのは「を条例第11条の 3 第 1 項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休 日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例 第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時 間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務 職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して 得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額並びに同日」と する。

定す	る	異	動	又	は	公	署	の	移	転	の	日	に	お	ι١	て	育	児	短	時	間	勤	務	職	員	等
以外	の	職	員	で	あ	つ	た	ŧ	の		第	2	項	(前	項	各	号		の	規	定	に	ょ	IJ	読
み替	え	τ	適	用	す	る	場	合	を	含	む	0)	中	г	受	け	τ	L١	た	給	料	及	び	扶	養
手当	の	月	額	の	合	計	額	J	<u>ح</u>	あ	る	の	は	`	г	受	け	τ	L١	た	給	料	の	月	額	に
職員	ĺの	休	日	`	休	暇	並	び	に	勤	務	時	間	等	に	関	す	る	条	例	(昭	和	26	年	愛
媛県	条	例	第	56	号)	第	11	条	第	1	項	の	規	定	に	ょ	IJ	定	め	5	ħ	た	そ	の	者
の勤	務	時	間	を	同	項	に	規	定	す	る	育	児	短	時	間	勤	務	職	員	等	`	再	任	用	短
時間	勤	務	職	員	及	び	任	期	付	短	時	間	勤	務	職	員	以	外	の	職	員	の	勤	務	時	間
で除	じ	て	得	た	数	を	乗	じ	て	得	た	額	及	び	扶	養	手	当	の	月	額	の	合	計	額	J

とする。

する。

(3) 育児短時間勤務職員等であつて、条例第11条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であつたもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和26年愛媛県条例第56号)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 - 1081

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成21年12月25日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 479)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(基本手当に相当する退職手当の支給調整)	(基本手当に相当する退職手当の支給調整)
第6条 省略	第6条 省略
2 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者	2 基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格を有する者
(以下「受給資格者」という。)が待期日数の期間内に職業に就	(以下「受給資格者」という。)が待期日数の期間内に職業に就

- き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しない うちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起 算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本 手当に相当する退職手当を支給する。
- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- 3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する 者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に

受給資格者となつた場合においては、当該基本手当 の支給を受けることができる日数(条例第10条第 1 項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する

4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数(条例第10条第1項の規定による退職手当に係る 受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)の経 過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当

ることができる日数(条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数の残日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)

第15条の2 省略

- 2 省略
- 3 第6条第2項並びに第12条第3項、第4項及び第6項の規定 は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用 する。この場合において、これらの規定(第6条第2項第1号及 び第2号の規定を除く。)中「基本手当」とあるのは「高年齢求 職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格 者」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と読み 替えるものとする。

4・5 省略

6 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する 者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に

高年齢受給

資格者となつた場合においては、当該基本手当_____の 支給を受けることができる日数(条例第10条第4項の規定による 退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相 当する退職手当を支給する。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

- き、次の各号に掲げるいずれかの給付を受ける資格を取得しない うちに再び離職した場合においては、その離職の日の翌日から起 算して待期日数の残日数に等しい失業の日数を経過した後に基本 手当に相当する退職手当を支給する。
- (1) 省略
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による失業保険金
- (3) 省略
- (4) 省略
- 3 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項又は第2項に規定する期間内に受給資格者となつた場合においては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数(条例第10条第1項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。
- 4 受給資格者が、基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる日数(条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)の経過しないうちに職業に就き、雇用保険法の規定による基本手当又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を取得した場合においては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数(条例第10条第1項の規定による退職手当に係る受給資格者にあつては、その日数に待期日数の残日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に基本手当に相当する退職手当を支給する。

(高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給手続等)

第15条の2 省略

- 2 省略
- 3 第6条第2項並びに第12条第3項、第4項及び第6項の規定 は、高年齢求職者給付金に相当する退職手当の支給について準用 する。この場合において、これらの規定(第6条第2項第1号及 び第3号の規定を除く。)中「基本手当」とあるのは「高年齢求 職者給付金」と、「受給資格者」とあるのは「高年齢受給資格 者」と、「受給資格証」とあるのは「高年齢受給資格証」と読み 替えるものとする。

4・5 省略

6 雇用保険法の規定による基本手当の支給を受ける資格を有する者が同法第20条第1項又は第2項に規定する期間内に、又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第33条ノ10第1項又は第2項に規定する期間内に高年齢受給資格者となつた場合においては、当該基本手当又は失業保険金の支給を受けることができる日数(条例第10条第4項の規定による退職手当に係る場合にあつては、その日数に待期日数を加えた日数)に等しい失業の日数が経過した後に高年齢求職者給付金に相当する退職手当を支給する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第62号

漁業法(昭和24年法律第267号)第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成21年12月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 選挙権を有する者の総数 15 911

2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数

5 ,304

○愛媛県選挙管理委員会告示第63号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。 平成21年12月25日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成21年8月30日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

 愛媛県第1区
 24 ,946 ,800円

 愛媛県第2区
 25 ,747 ,500円

 愛媛県第3区
 23 ,200 ,600円

 愛媛県第4区
 22 ,759 ,300円

- 3 報告書の要旨
- (1) 愛媛県第1区

候補者氏名	郡	昭 浩	所属党派	無所	属	平成21年8月22日から	
出納責任者氏名	郡	昭 浩		•		- 期 間 平成21年9月15日まて 	第 1 回分 5
収入					支出	<u> </u>	
主たる寄附					人件費		0円
(氏名・団体名)			(職業)	(寄附額)	家屋費		0
				0円	選挙事	事務所費	0
					集合会	会場費	0
					通信費		0
					交通費		0
					印刷費		5 ,650
					広告費		4 374
					文具費		0
その他の寄附			1件	20 ,000	食糧費		0
その他の収入				0	雑 費		0
今 回 計				20 ,000	今 回	計	10 ,024
総計				20 ,000	総	計	10 ,024

	項目	金	額
	選挙運動用通常葉書の作成		0円
	ビラの作成		0円
士山のミナ い弗会セセン類	ポスターの作成		0円
支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円

計 0円		
	計	0円

候補者氏名	塩崎恭久	候補者届出政党	自由民主党	- 期 間	平成21年 7 月20日から	1 第 回分
出納責任者氏名	小 泉 泰 方			一	平成21年10月19日まで	第 四カ 2

収 入 支 出 2 940 000円 主たる寄附 人件費 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 家屋費 3 414 704 自由民主党愛媛県第一選挙区支部 2 ,391 ,805 13 898 890円 選挙事務所費 全国公衆浴場業政治連盟 100 ,000 1 ,022 ,899 集合会場費 日本公認会計士政治連盟 1 500 000 通信費 7 322 844 全日本不動産政治連盟 300 ,000 交通費 262 ,173 全国理容政治連盟中央会 印刷費 4 ,120 ,725 200 ,000 全国木材産業政治連盟 200 ,000 広告費 3 ,111 ,448 50 ,000 日本新聞販売協会政治連盟 1 ,449 ,435 文具費 全国美容政治連盟 1 ,000 ,000 食糧費 223 ,769 愛媛県医師連盟 000, 000, 1 休泊費 0 1 531 215 四国税理士政治連盟愛媛県支部 500 ,000 雑 費 四国たばこ耕作者政治連盟 50 ,000 日本精神科病院政治連盟 2 ,000 ,000 全国中小企業政治協会 300 ,000 日本薬業政治連盟 500 ,000 福岡里恵 職 120 ,000 古 木隆治 120 ,000 120 ,000 大 石 忍 会社員 山 本 裕 子 会社員 120 ,000 120 ,000 武 田 国 彦 会社員 会 社 員 120 ,000 岸 上 有希子 高石哲夫 120 ,000 その他の寄附 0件 0 その他の収入 0 24 ,376 ,313 今 回 計 22 ,438 ,890 今 回計 計 22 ,438 ,890 総 24 ,376 ,313 総 計

	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	196 ,000円
	ビラの作成	419 300円
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	945 ,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160 ,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	101 ,096円

十/沈21十1	-/ J - Z - J			1100		カム127万	
	個人演説会の立札及	び看板の類の作成				115 ,863	3円
			計			1 ,937 ,423	3円
報告書受理年月日		平成 21 年	9 12 月 日 0 21		1 第 回 報 2	告分	
候補者氏名	田中克彦	候補者届出政党	日本共	産党	平成21年8月 - 期 間 平成21年8月	第1回分	
出納責任者氏名	藤堂賢太郎				平成21年8月	24 D & C	
収 入				支出	Н		
主たる寄附				人件費			0円
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費		124 ,98	
日本共産党中予地区委員			297 <i>4</i> 80円		事務所費	00, 08	
日本共産党愛媛県委員会			575 <i>,</i> 400	集合会	会場費	44 ,98	
				通信費			0
				交通費			0
				印刷費		575 <i>A</i> 0	
				広告費 文具費		172 ,50	0
				食糧費			0
その他の寄附		0 件	0	休泊費			0
その他の収入		911	0	雑 費			0
今 回 計			872 ,880	今 回	計	872 88	80
総計			872 ,880	総	計	872 88	80
		項	E I			金額	
	選挙運動用通常葉書	の作成				C	0円
	ビラの作成					C	0円
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成					C	0円
<u> ХШО </u>		選挙事務所の立札及び看板の類の作成					0円
	選挙運動用自動車等	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成					0円
	個人演説会の立札及	個人演説会の立札及び看板の類の作成					0円
			計			C	0円
報告書受理年月日		平成 21 年 9	9 月 13 日		第1回報	告分	
候補者氏名	谷 村 耕治郎	所属党派	幸福実	現 党	平成21年7月		
					┤ 期 間 │	第1回分	

収入				支出	<u> </u>		
主たる寄附				人件費			0円
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費			212 ,980
幸福実現党		Ç,	4 511 919円		幕務所費		168 ,000
			, ,	集合会	冷場費		44 980
				通信費			32 ,000
				交通費			0
				印刷費			425 ,627
				広告費			527 536
				文具費			1 ,050
				食糧費			2 ,196
その他の寄附		0 件	0	休泊費			0
その他の収入			0	雑 費			119 ,850
今 回 計			4 511 919	今 回	計		1 ,321 ,239
総計			4 511 ,919	総	計		1 ,321 ,239
		項	目			金	額
	選挙運動用通常葉書	の作成					0円
	ビラの作成						0円
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成						0円
文山の プラム東京に旧コ田	選挙事務所の立札及び看板の類の作成						0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成						0円
	個人演説会の立札及	び看板の類の作成					0円
			計				0円
報告書受理年月日		平成 21 年	9 月 11 日		第 1 回 報	告 分	
候補者氏名	永 江 孝 子	候補者届出政党	民主		平成21年 8 月	11日から 1	
出納責任者氏名	日 中 勝 利		1		期 間 平成21年11月	第2 3 10日まで 3	
収入				支出			
主たる寄附				人件費			1 ,179 ,000円
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費			310 ,725
民主党愛媛県第一区総支部	3		5 ,132 <i>,</i> 480円	選挙事	事務所費		132 <i>4</i> 80
				集合会			178 ,245
				通信費			193 ,726
				交通費			15 ,153
				印刷費			875 ,000
				広告費			574 ,350
				文具費			159 ,653
				食糧費			374 ,197
その他の寄附		0 件	0	休泊費			0

その他の収入	0 雑	費		240 ,867
今 回 計	5 ,132 ,480 今		計	3 922 671
総計	5 ,132 ,480 絲	}	計	3 922 671

	項目	金額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	196 ,000円
	ビラの作成	511 ,000円
	ポスターの作成	168 ,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	97 650円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	141 ,750円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	166 ,950円
	計	1 281 350円

報告書受理年月日	報告書受理年月日	117 14 15 46	1 第 2 回 報 告 分
----------	----------	--------------	------------------

(2) 愛媛県第2区

	候 補 者 氏 名	岡平知子	候補者届出政党	社 会 民	主 党	 平成21 ¹ 期 間	年7月1日から	第1回分	
	出納責任者氏名	長 井 典 三					年9月8日まで	第 「回力	
•	収入				支出	1			
	主たる寄附				人件費			1 200 000円	
	(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費			402 800	
	社会民主党愛媛県第2[区支部連合		100 ,000円	選挙事	事務所費		360 ,000	
	岡平知子後援会			2 ,000 ,000	集合会	会場費		42 800	
	石 水 伴 晴		会社役員	300 ,000	通信費			123 ,656	
	大 森 紀美雄		無職	000, 00	交通費			11 ,830	
	福田和志		政党役員	120 ,000	印刷費			1 ,989 ,337	
	川野征雄		政党役員	120 ,000	広告費			1 ,034 <i>,</i> 476	
	長井典三		無職	120 ,000	文具費			24 897	
					食糧費			106 ,760	
	その他の寄附		0 件	0	休泊費			42 ,000	
	その他の収入			500 ,000	雑 費			15 ,750	
	今 回 計			320 ,000	今 回	計		4 ,951 ,506	
	総計			320 ,000	総	計		4 ,951 ,506	

	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	262 500円
	ビラの作成	462 ,700円
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	814 ,000円

選挙事務所の立札及び看板の類の作成	221 550円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	194 ,880円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	円000, 69
計	2 048 630円

報告書受理年月日 平成 21 年 9 月 14 日 第 1 回 報 告 分

候補者氏名	楠 橋 康 弘	所属党派	無所	属	期間	平成21年7月30日から 平成21年11月18日まで	1 第 2 回分 3
収入				支出	<u> </u>		
主たる寄附				人件費			1 ,050 ,088円
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費			586 ,914
菅 寿雄			120 ,000円	選挙事	事務所費		586 ,914
白 石 雅 史			120 ,000	集合会	:場費		0
				通信費			128 232
				交通費			111 553
				印刷費			510
				広告費			659 ,332
				文具費			58 ,050
				食糧費			92 ,199
その他の寄附		0 件	0	休泊費			0
その他の収入			2 ,627 ,359	雑 費			180 <i>4</i> 81
今 回 計			2 ,867 ,359	今 回	計		2 867 359
総計			2 867 359	総	計		2 ,867 ,359

	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	9 14 平成 21 年 10 月 21 日 11 25	1 第 2 回 報 告 分 3	
----------	------------------------------------	-----------------------	--

報

候 補 者 氏 名 	村上誠一郎	候補者届出政党	自由民	王 兌	平成21年7月 - 期 間	第 回分		
出納責任者氏名	清水等				平成21年10月	7日まで 2		
収入				支占	±			
主たる寄附				人件費		4 ,195 ,000円		
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費		983 221		
自由民主党愛媛県第二	選挙区支部		3 ,000 ,000円	選挙	事務所費	765 ,874		
				集合	会場費	217 ,347		
				通信費		582 ,382		
				交通費		632 ,525		
				印刷費		2 206 ,795		
				広告費		715 ,625		
				文具費		738 <i>4</i> 66		
				食糧費		313 ,980		
その他の寄附		0 件	0	休泊費		86 <i>4</i> 00		
その他の収入			000, 000, 8	維費		438 ,903		
今回計			11 ,000 ,000	今回	計	10 ,893 ,297		
総計			11 ,000 ,000	総総	計	10 893 297		
inic pi			11 000 000	ines	RI	10 β93 297		
		項	目			金額		
	選挙運動用通常葉	選挙運動用通常葉書の作成						
	ビラの作成	ビラの作成						
	ポスターの作成	ポスターの作成						
5出のうち公費負担相当		選挙事務所の立札及び看板の類の作成						
	選挙運動用自動車等	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成						
	個人演説会の立札及	個人演説会の立札及び看板の類の作成						
		計						
			9 14		. 1			
報告書受理年月日		平成 21 年	月 日10 7		第 回 報	告 分		
	* 17 /4 -		# 15 CD	п ж				
候補者氏名	森田浩二	所属党派	幸福実	况 兄	平成21年7月 - 期 間 平成21年9月	第1回分		
出納責任者氏名 ————————————————————————————————————	森 田 浩 二							
収入				支	#i			
主たる寄附				人件費		0円		
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費		109 200		
幸福実現党			4 ,321 ,731円	選挙	事務所費	109 200		
				集合	会場費	0		
				通信費		24 ,000		
				!				
				交通費		48 ,661		

1,5%= 1,1 1=5,3=0 [202 : 20 3
		広告費	605 ,009
		文具費	0
		食糧費	3 090
その他の寄附	0件 0	休泊費	0
その他の収入	0	雑 費	39 236
今 回 計	4 ,321 ,731	今 回 計	1 254 ,741
総計	4 ,321 ,731	総計	1 254 ,741
		1	

	項目	金	額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成		0円
	ビラの作成		0円
	ポスターの作成		0円
又山のブラ公員員担相当領	選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円
	計		0円

報告書受理年月日 平成 21 年 9 月 14 日 第 1 回 報 告 分

(3) 愛媛県第3区

 候補者氏名	白 石 徹	候補者届出政党	自由民	主党	T-#24/T 0 [7]	4.00
出納責任者氏名	岡 野 泰 典				平成21年8月 期間 平成21年9月	第1回分
収入				支出	<u>. </u>	
主たる寄附				人件費		1 503 250円
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費		272 ,872
			0円	選挙事	孫所費	50 ,000
				集合会	法場費	222 872
				通信費		0
				交通費		26 ,880
				印刷費		872 ,800
				広告費		1 ,017 ,550
				文具費		27 ,581
				食糧費		43 <i>4</i> 15
その他の寄附		0 件	0	休泊費		42 ,900
その他の収入			4 500 000	雑 費		57 ,300
今 回 計			4 500 ,000	今 回	計	3 ,864 ,548
総計			4 500 000	総	計	3 864 548
		項	目			金額
	選挙運動用通常葉書	の作成				122 500円

	ビラの作成					308 ,70	
	ポスターの作成	441 600円					
支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及	び看板の類の作成				150 ,00	
	選挙運動用自動車等	の立札及び看板の類の)作成			184 ,00	
	個人演説会の立札及	び看板の類の作成				131 ,25	
			計			1 ,338 ,05	
報告書受理年月日 ————		平成 21 年	9 月 14 日		第 1 回 報	告 分	
候補者氏名	白 石 洋 一	候補者届出政党	 民 主		T-10-15-15		
	十 谷 信 之	12112 112 12770			平成21年7月1日から - 期 間 第1回分 平成21年9月10日まで		
Ч Х Л				支 出	 		
主たる寄附				人件費		1 ,005 20	
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費		185 ,60	
民主党			5 ,000 ,000円	選挙事	事務所費	111 <i>A</i> 4	
民主党愛媛県第三区総支部	3		000, 00	集合会	会場費	74 20	
白石洋一後援会			000, 08	通信費		114 ,6:	
				交通費		83 ,5:	
				印刷費		1 ,394 ,50	
				広告費		722 ,0.	
				文具費		49 2	
				食糧費		227 <i>A</i>	
その他の寄附		0 件	0	休泊費		143 ,94	
その他の収入			0	雑 費		30 ,3	
今 回 計			5 ,090 ,000	今 回	計	3 ,956 ,5.	
総計			5 ,090 ,000	総	計	3 ,956 ,5:	
		項	目			金 額	
	選挙運動用通常葉書	の作成				196 ,00	
	ビラの作成					315 ,00	
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成					841 50	
	選挙事務所の立札及	53 ,38					
	選挙運動用自動車等	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成					
	個人演説会の立札及	び看板の類の作成				157 ,50	
			計			1 ,765 ,58	

	12/72511		. ,,,	150		おと127万	
報告書受理年月日		平成 21 年	9 月 13 日		第 1 回 報	告 分	
候補者氏名	宮脇繁白石則廣	所 属 党 派	幸福実	現 党	平成21年7月 期 間 平成21年8月	第1回分	
収 入				支出	ł		
主たる寄附				人件費		0円	
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費	- 7h	54 ,000	
幸福実現党			4 ,787 ,844円		務所費	54 ,000	
				集合会	ボ 物質	0 28 ,000	
				交通費		7 ,150	
				印刷費		717 ,756	
				広告費		393 ,687	
				文具費		2 ,092	
				食糧費		0	
その他の寄附		0 件	0	休泊費		0	
その他の収入			0	雑 費		366 ,656	
今 回 計			4 ,787 ,844	今 回	計	1 ,569 ,341	
総計			4 ,787 ,844	総	計	1 ,569 ,341	
		項	目			金額	
	選挙運動用通常葉	選挙運動用通常葉書の作成					
	ビラの作成	ビラの作成					
支出のうち公費負担相当	ポスターの作成額	ポスターの作成					
	選挙事務所の立札及	選挙事務所の立札及び看板の類の作成					
	選挙運動用自動車等	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成					
	個人演説会の立札及	個人演説会の立札及び看板の類の作成					
		計					
報 告 書 受 理 年 月 日		平成 21 年	9 月 12 日		第 1 回 報	告 分	
(4) 愛媛県第4区			T				
候補者氏名	桜 内 文 城	所属党派	無所	属	平成21年7月期間	第1回分	
出納責任者氏名	菅 原 正 明				平成21年 8 月	31日まで 	
収 入				支出	1		
主たる寄附				人件費		1 ,630 ,000円	
(氏名・団体名)		(職業)		家屋費		700 ,000	
			0円	選挙事	務所費	700 ,000	

平成21年12月	三 25日 愛	媛県	報	第2129号		
			集合会場費	0		
			通信費	0		
			交通費	2 ,940		
			印刷費	1 ,954 ,200		
			広告費	311 ,325		
			文具費	20 ,517		
			食糧費	257 ,135		
その他の寄附	0件	0	休泊費	384 ,920		
その他の収入		9 ,150 ,000	雑費	0		
今 回 計		9 ,150 ,000	今 回 計	5 ,261 ,037		
総計		9 ,150 ,000	総計	5 261 ,037		
		項 目		金額		
	選挙運動用通常葉書の作成	210 ,000F				
	ビラの作成	455 ₀ 00 p				
	ポスターの作成			1,169 ,200,		
支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作	乍成		150 ,000		
	選挙運動用自動車等の立札及び看板	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成				
	個人演説会の立札及び看板の類の作	乍成		QF.		
		計		2 ,128 ,200F		
報告書受理年月日	平成	21 年 9 月 14 日	第 1 回	報告分		

	_							
候補者氏名	高橋英行	候補者届出政党	民主	党	期間	間	平成21年 7 月21日から	第1回分
出納責任者氏名	高 山 直 樹				规	[B]	平成21年9月3日まで	新 「四刀
収入				支出	В			
主たる寄附				人件費				1 411 250円
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費				121 ,700
民主党本部			月000,000, 2	選挙事	事務所	費		100 ,000

土にも可削		į.	八仟貝	1 #11 230[]
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	121 ,700
民主党本部		5 ,000 ,000円	選挙事務所費	100 ,000
			集合会場費	21 ,700
			通信費	56 <i>4</i> 04
			交通費	111 <i>4</i> 00
			印刷費	1 ,808 ,500
			広告費	1 233 280
			文具費	0
			食糧費	138 ,362
その他の寄附	3件	40 ,000	休泊費	207 ,800
その他の収入		200 ,000	雑 費	210 ,984
今 回 計		5 240 ,000	今 回 計	5 299 680
総計		5 240 ,000	総計	5 299 ,680

		項	目			金 額	
	選挙運動用通常葉書	の作成				203 ,000	円
	ビラの作成	308, 000,	円				
	ポスターの作成	896 ,000	円				
を出のうち公費負担相当額 ・	選挙事務所の立札及	び看板の類の作成				159 ,000	円
	選挙運動用自動車等	の立札及び看板の類の	作成			200 ,000	円
	個人演説会の立札及	び看板の類の作成				185 ,000	円
			計			1 ,951 ,000	円
報 告 書 受 理 年 月 日 ———————————————————————————————————		平成 21 年	9 月 14 日		第 1 回 報	告 分 	
候補者氏名	露口礼子	所属党派	幸福実	現 党	│ │ 平成21年7月 ├ 期 間	第1回分	
出納責任者氏名 露	口 礼 子				平成21年 8 月	31日まで	
収 入				支上	Ц		
主たる寄附				人件費		129 ,000	0円
(氏名・団体名)		(職業)	(寄附額)	家屋費		26 ,000	0
幸福実現党			5 ,045 ,106円	選挙事	事務所費	26 ,00	0
				集合会	会場費		0
				通信費		24 ,00	0
				交通費		31 ,71:	3
				印刷費		483 ,00	6
				広告費		1 ,048 ,39:	5
				文具費			0
				食糧費			0
その他の寄附		0 件	0	休泊費			0
その他の収入			0	雑 費		177 ,520	
今 回 計			5 ,045 ,106	今 回		1 ,919 ,63	
総 計			5 ,045 ,106	総	計	1 ,919 ,63	4
		項	目			金 額	
	選挙運動用通常葉書	の作成				0	円
	ビラの作成					0	円
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成					0	円
ヘロップラム 東大に行口店	選挙事務所の立札及	び看板の類の作成				0	円
	選挙運動用自動車等	の立札及び看板の類の	作成			0	円
	個人演説会の立札及	───── び看板の類の作成				0	円

0円

計

報告書受理年月日

平成 21 年 9 月 14 日

第1回報告分

 候補者氏名
 山本公一
 候補者届出政党
 自由民主党
 平成21年7月23日から 期間 第1回分 平成21年9月10日まで

収 入 支 出 主たる寄附 人件費 1 980 000円 (氏名・団体名) (職業) (寄附額) 家屋費 483 402 自由民主党本部 104 300 5 ,000 ,000円 選挙事務所費 自由民主党愛媛県第四選挙区支部 4 000 000 集合会場費 379 ,102 通信費 58 ,420 交通費 126 ,699 印刷費 2 ,544 ,900 広告費 1 ,477 ,356 文具費 10 ,992 食糧費 474 ,605 その他の寄附 0件 休泊費 440 279 その他の収入 雑 費 198 *4*28 0 今 回 計 9 ,000 ,000 今 回 計 7 ,795 ,081 総 計 9 000 000 総 7 ,795 ,081 計

支出のうち公費負担相当額	項目	金額
	選挙運動用通常葉書の作成	262 ,500円
	ビラの作成	462 ,700円
	ポスターの作成	1 ,169 ,200円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160 ,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202 ,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193 205円
	計	2 449 961円

報告書受理年月日

平成 21 年 9 月 14 日

第1回報告分

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。 平成21年12月25日

愛媛県公営企業管理者 三好 大三郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

医療機器の購入

(2) 購入物品名及び数量保育器 一式(47セット)

(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式

を含む。)

(3) 購入物品の内容等 入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限 平成22年3月29日(月)まで

(5) 納入場所

愛媛県松山市春日町83番地 愛媛県立中央病院(42セット) 愛媛県今治市石井町4丁目5の5 愛媛県立今治病院(5セット)

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成21年度の製造の請負等に係る一般競争 入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該 当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告で示す物品を納入期限までに確実に納入できることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件購入 の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (5) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場 所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係 〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2794

(2) 入札書の受領期限 平成22年2月3日(水)午後2時

(3) 入札説明書の交付方法

ア 交付場所

(1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付期間

公告の日から平成22年1月20日(水)まで。ただし、執務 時間中(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)に限る。

(4) 開札の日時及び場所 平成22年2月3日(水)午後2時 愛媛県公営企業管理局大会議室

(5) 入札書の提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。)により提出すること。電送による提出は認めない。

(6) 郵便等による入札の取扱い 郵便等による入札の場合は、入札書は、平成22年2月2日 (火)午後5時15分までに(1)に掲げる場所に必着のこと。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程 第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規 則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの 規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、平成22年1月20日(水)までの執務時間中に3(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に 求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効 とする。

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Infant incubator , 47 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p m., 3 Feb 2010 (tenders submitted by mail: 5:15 p m., 2 Feb 2010)
- (3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2794

平成21年12月25日 発行 1137